

2018年4月25日

関係者各位

中小企業庁財務課

平成30年度「消費税軽減税率制度に係る事業者支援措置（補助金等）説明会」
講師派遣事業の開始のお知らせ

いつも中小企業施策にご理解・ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、2019年10月の消費税率10%への引上げとともに、軽減税率制度が実施されます。消費税率につきましては、10%と8%の複数になるため、事業者の負担を減らすことを目的に、複数税率対応のレジの導入等の経費の一部を補助する「消費税軽減税率対策補助金」を2016年4月から開始しています。

また、国、地方自治体、中小企業団体等主催の軽減税率制度に関する説明会が各地で開催されていますが、当該補助金等の支援措置について説明を行う講師の派遣を今年度も実施いたします。

説明会におきましては、中小企業庁より事前登録された講師（税理士や診断士等）を派遣し、消費税軽減税率の支援措置（補助金等）について資料にもとづき説明をいたします。

説明会の主催者様には講師の謝金・旅費をご負担いただくことなく、軽減税率導入後の具体的な対応を事業者の皆様にお伝えすることができる事業ですので、積極的なご活用をお願いいたします。

- ・派遣受付期間：2018年4月25日～2019年2月6日
- ・講師派遣期間：2018年5月1日～2019年3月8日

なお、講師派遣の依頼については、以下の相談窓口にお問い合わせください。

軽減税率対応講師派遣窓口（事務局）
株式会社パソナ官公庁事業部官公庁第2チーム
〒100-8228 東京都千代田区大手町2-6-2 日本ビル6階
受付時間：09:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除く）
電話：03-6734-1295
FAX 03-6734-1312
E-mail:keigenzeiritsu@pasona.co.jp